

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の６第１項、鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第１１号。以下「会計規則」という。）第１２２条第１項に基づき、次のとおり公告する。

令和８年９月２９日

公益財団法人鳥取県文化振興財団
鳥取県立県民文化会館
館長 岡 崎 隆 司

１ 業務内容等

- （１） 業務の名称
建築物(設備)定期点検業務
- （２） 業務の仕様
入札説明書による。
- （３） 業務の期間
令和８年１１月１日から令和１１年３月１６日までとする。
- （４） 業務の場所
鳥取県鳥取市尚徳町１０１番地５ 鳥取県立県民文化会館
- （５） 入札書の記載方法等
 - ア 入札者は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること。また、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
 - イ 入札書に記載する契約申込金額は、（３）の期間の総額とすること。

２ 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （１） 政令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２） 本店の所在地が県内にあること。
- （３） 建築関係建設コンサルタント(設備設計)としての資格を有し、建築士法第２３条の規定に基づき登録を受けた事務所であること。
- （４） １級電気工事施工管理技士、１級管工事施工管理技士又は建築設備士のいずれかの資格を有する技術者が１名以上在籍していること。
- （５） 令和３年４月１日以降に国又は地方公共団体若しくは国立大学法人、地方独立行政法人の施設を管理する者が発注した、本件調達の仕様書に示された建築物(設備)定期点検業務を実施した実績を有する者であること。

- (6) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (8) 消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第7号の2に規定する適格請求書発行事業者（第57条の2第1項の規定による登録を受けた事業者をいう。）の登録を受けていること。

3 契約担当課

公益財団法人鳥取県文化振興財団 鳥取県立県民文化会館 技術管理部施設運営室

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0017 鳥取県鳥取市尚徳町101番地5

公益財団法人鳥取県文化振興財団

鳥取県立県民文化会館

技術管理部施設運営室 電話 0857-21-8708

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和8年9月29日（火）から同年10月9日（金）までの間に公益財団法人鳥取県文化振興財団のホームページ(<https://tottori-caf.or.jp>)から入手すること。

ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年9月29日（火）から同年10月9日（金）まで（但し、10月5日（月）の休館日を除く）の日の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ。

(3) 入札方法

郵送のみによる非参集での入札とする。

詳細については入札説明書による。

(4) 入札書到着期限

令和8年10月23日（金）午後5時までに（1）の場所に必着とする。

(5) 開札の日時

令和8年10月23日（金）午後5時

(6) 開札の立ち会い

入札参加者の立ち会いは無しとし、入札執行担当以外の本件入札業務に関係のない当館職員1名以上が立ち会いの上、開札する。

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、入札説明書による方法で郵送により提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を4の（1）の場所に令和8年10月9日（金）午後5時まで
に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。
- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 入札の無効
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。
- (2) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (3) 契約書作成の要否等
要 なお、会計規則第111条の規定により、契約書の作成を省略する場合がある。
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した業務の内容を履行できると判断した入札者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。